

令和7年2月13日

資料提供先：三原新聞記者クラブ、尾道市記者クラブ、福山市政記者クラブ、府中市役所記者クラブ

地域の企業と協力して災害から皆様の安全を守ります！

～災害時の復旧活動に協力して頂ける企業を募集します～

近年、地震災害のみならず、全国各地において、局地的な集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れなど多くの災害が発生している状況です。こうした災害に迅速に対応し、地域住民の生命と財産を守り、都市機能の早期復旧を図るためには、企業（土木工事・土木関係建設コンサルタント）のご協力を得る必要があります。国土交通省福山河川国道事務所では令和7・8年度における「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結してご協力頂ける企業（土木工事・土木関係建設コンサルタント）を募集しますのでお知らせします。

■募集期間：令和7年2月14日（金）～令和7年3月6日（木） 17時00分

■募集内容：福山河川国道事務所管内で発生した自然災害に対し、
①必要な建設機械、資材、労働力の確保により、応急対策活動の実施。
②被災箇所の状況把握、調査、測量及び対策工法の検討等の実施。

■協定期間：令和7年4月1日（火）～令和9年3月31日（水） 【2ヶ年】

■対象区間：①一般国道2号及び国道317号生口島道路
②一級河川芦田川及び高屋川

※土木工事については別図－1、土木関係建設コンサルタントについては、別図－2を参照

■提出先：国土交通省 福山河川国道事務所

（土木工事は道路管理課、土木関係建設コンサルタントは河川管理課まで）

■提出方法：持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）

※募集内容等詳細については、募集要項をご覧ください。

（過去の支援）

平成30年7月豪雨時の支援状況



令和2年7月出水時の支援状況



<お問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

【道路担当】	副 所 長	お だ	よしゆき
		小田	嘉幸
	道路管理課長	まつら	ひであき
		松浦	秀明
【河川担当】	副 所 長	お だ	まなぶ
		大田	学
	河川管理課長	いとう	ともあき
		伊東	知明

電話：(084) 923 - 2553(道路直通) (084) 923 - 2511(河川直通)

ホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

道路の異状を発見したら・・・ 道路緊急ダイヤル 緊急通報＃9910へ

別図ー1 『土木工事__災害応急対策担当区



別図-2 『土木関係建設コンサルタント__災害応急対策活動区域』



福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定 (土木工事) 募集要領

「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定(土木工事)」(以下、「基本協定」という。)について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定
(土木工事)
- (2) 実施区域 福山河川国道事務所管内における下記の箇所。(別図－1 参照)
 - 【河川関係】①芦田川地区
 - 【道路関係】①福山地区(福山市内)
 - ②尾道・三原地区(尾道市内及び三原市内)※不測の事態が生じた場合は、上記実施区域以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動内容 福山河川国道事務所所管施設において災害が発生又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有する建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施する。
- (4) 協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和 7・8 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の申請をおこなっていること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ず

るものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 平成21年度以降に元請けとして完成（令和6年度完了予定も対象に含む）した、工事の施工実績があること。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 広島県の備後地方生活圏に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
- (2) 必要に応じてヒアリング等を実施します。

4. 担当部局

〒720-0031 広島県福山市三吉町4丁目4-13

国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 道路管理課 管理第二係長

TEL 084-923-2553 内線432

5. 募集要領の配布

募集要領は、以下のとおり配布します。

- ① 配布期間：令和7年2月14日（金）から令和7年3月6日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

②配布場所：４．に同じ。

なお、福山河川国道事務所ホームページでの入手可能。

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定応募資格確認申請書【別記様式１】

②一般競争参加資格認定通知書又は申請書の写し。

③過去の施工実績【別記様式２】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④技術者の資格【別記様式３】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

⑤災害応急対策担当区域図【別図－１】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図－１の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑥担当区域希望調査票【別紙－１】

※希望する希望順位で記載願います。

※各区域への希望の状況により、担当区域を調整させていただく場合があります。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：令和７年２月１４日（金）から令和７年３月６日（木）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。メールでも可

電子メール送付アドレス：fukuyama-gyomu@cgr.mlit.go.jp

②受領期間：令和７年２月１４日（金）から令和７年２月２１日（金）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

(４) (３) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和７年２月２８日（金）までの休日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

②場 所：４．に同じ。

(５) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

基 本 協 定 応 募 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

福山河川国道事務所長 久富 浩二 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和 7 年 2 月 1 3 日付けで募集のありました「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定（土木工事）」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 6. (1)②に定める一般競争参加資格認定通知書の写し
又は申請書の写し
- 2 基本協定締結説明書 6. (1)③に定める過去の施工実績を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書 6. (1)④に定める技術者の資格等を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書 6. (1)⑤別図－ 1 『災害応急対策担当区域図』
※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
- 5 基本協定締結説明書 6. (1)⑥別紙－ 1 『担当区域希望調査票』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注) ・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面は A 3 以下に縮小のこと。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 (フリガナ)		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許		1級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、
2.（6）②に示す資格のことです。

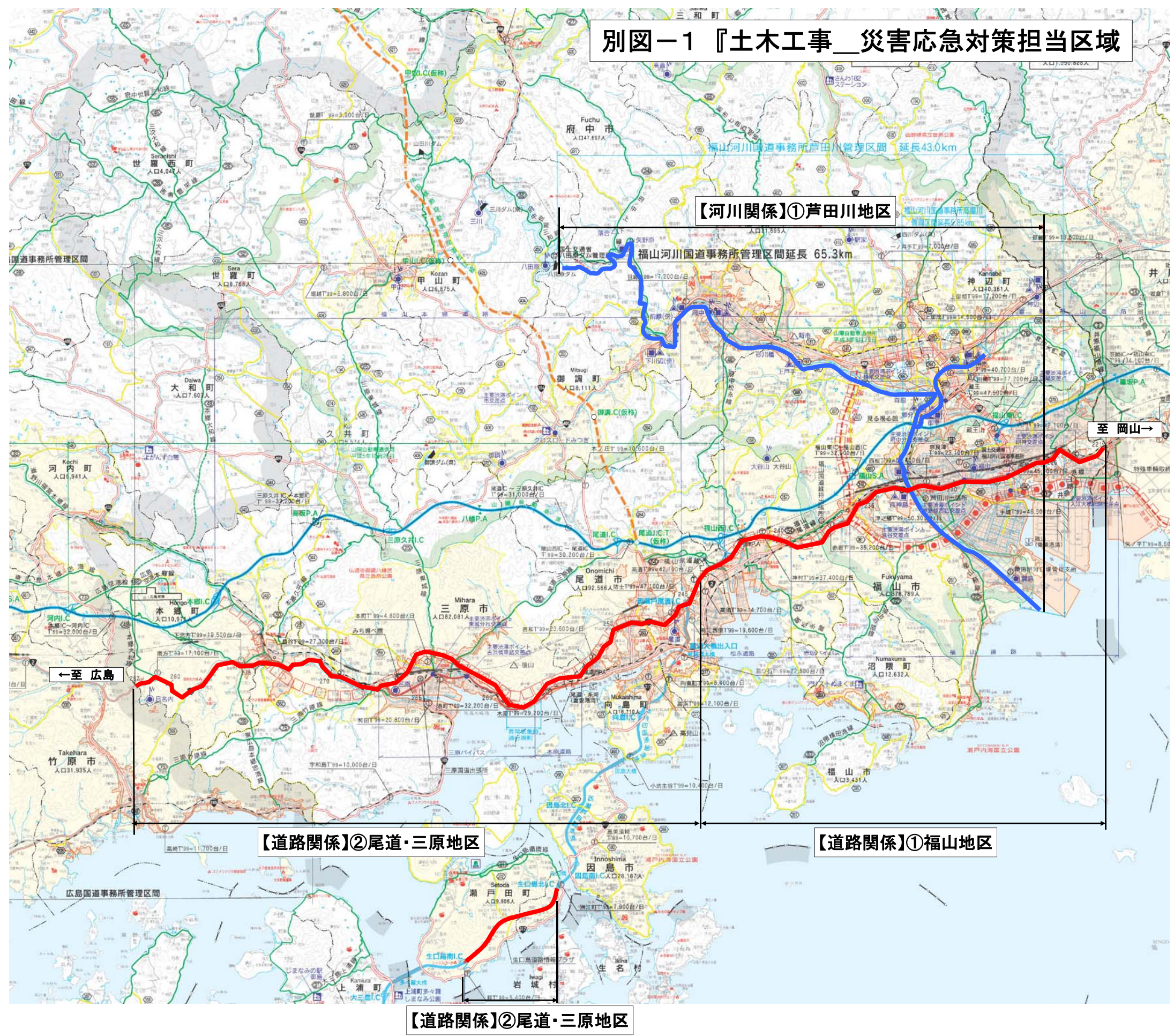
コメント欄
(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

別紙－１ 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－１『災害応急対策担当区域図』を参照願います。

区 域 名	希望される順位
【河川関係】	
①芦田川地区	第○希望
【道路関係】	
①福山地区	第○希望
②尾道・三原地区	第○希望

別図－1 『土木工事_災害応急対策担当区域』



【河川関係】①芦田川地区

【道路関係】②尾道・三原地区

【道路関係】①福山地区

【道路関係】②尾道・三原地区

別添

福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定 (土木工事) (案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長 久富 浩二（以下、「甲」という。）が管理する一級河川芦田川、高屋川及び一般国道2号、一般国道317号（生口島道路）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、福山河川国道事務所管内における「○○○○地区」（以下、「実施区域」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

また、実施区域等が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施する場合がある。

2. 乙は災害状況について、把握した内容を速やかに甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第4条 乙は、活動に提供できる建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

3. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。
3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被災箇所最寄りの出張所又は事務所とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、福山河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
4. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（以下、「運用の手引き」という。）」により行うものとする。
5. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者（以下、「維持工事業者等」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第 15 条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(有効期限)

第 16 条 本協定の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 17 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 国土交通省 中国地方整備局
福山河川国道事務所長 久富 浩二

乙 株式会社 ○○建設
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日

代表者氏名

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

5 基本協定締結説明書 6. (1)⑥別紙-1 『担当区域希望調査票』

FAX

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注) ・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。

- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 (フリガナ)		技術者
生年月日（和暦）		年 月 日
最終学歴		
法令等による資格・免許		
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、
2.（6）②に示す資格のことです。

コメント欄

別紙－１ 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－１『災害応急対策担当区域図』を参照願います。

区 域 名	希望される順位
【河川関係】	
①芦田川地区	第 希望
【道路関係】	
①福山地区	第 希望
②尾道・三原地区	第 希望

福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定

(建設コンサルタント業務等) 募集要領

「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定（建設コンサルタント業務等）」（以下「基本協定」という。）について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定（建設コンサルタント業務等）
- (2) 活動場所 福山河川国道事務所において管理する一級河川芦田川及び高屋川、一般国道2号、一般国道317号生口島道路（別図－1参照）を対象とする。
ただし、不測の事態が生じた場合は、上記以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動内容 本活動は、福山河川国道事務所において管理する一級河川芦田川及び高屋川、一般国道2号、一般国道317号生口島道路において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
ただし、上記以外の活動内容を要請する場合もある。
- (4) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日【2ヵ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和7・8年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」又は「測量業務」に係る一般競争参加資格の申請を令和7年1月10日までにに行っていること。なお、令和7年4月1日までに令和7・8年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」又は「測量業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

令和7・8年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」又は「測量業務」に係る一般競争参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には、「令和7・8年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを本業務の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合（会社更生法・民事再生法に基づく更生・

再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合に限り郵送による申請が可能。)には、提出した申請書(様式①-1, 様式①-2)の写しを本業務の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成21年度以降において、福山河川国道事務所が発注した業務の実績があること。
(令和6年度完了予定も対象に含む。)
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

① 協定締結希望者と直接的な雇用関係にあること。

上記「直接的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設-土質及び基礎
- b) 建設-鋼構造及びコンクリート
- c) 建設-河川、砂防及び海岸・海洋
- d) 建設-道路
- e) 建設-トンネル

イ) 技術士(建設部門)を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設-土質及び基礎
- b) 建設-鋼構造及びコンクリート
- c) 建設-河川、砂防及び海岸・海洋
- d) 建設-道路
- e) 建設-トンネル

ウ) 国土交通省登録技術者資格の下記のいずれかに該当する資格を有する者。

- a) 施設分野：海岸堤防等-業務：点検・診断
- b) 施設分野：橋梁(鋼橋)-業務：点検
- c) 施設分野：橋梁(鋼橋)-業務：診断
- d) 施設分野：橋梁(コンクリート橋)-業務：点検
- e) 施設分野：橋梁(コンクリート橋)-業務：診断
- f) 施設分野：トンネル-業務：点検
- g) 施設分野：トンネル-業務：診断
- h) 施設分野：地質・土質-業務：調査
- i) 施設分野：河川・ダム-業務：計画・調査・設計
- j) 施設分野：道路-業務：計画・調査・設計
- k) 施設分野：橋梁-業務：計画・調査・設計
- l) 施設分野：トンネル-業務：計画・調査・設計
- m) 施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断

- n) 施設分野：舗装－業務：点検
- o) 施設分野：舗装－業務：診断
- p) 施設分野：砂防設備－業務：点検・診断
- q) 施設分野：地すべり防止施設－業務：点検・診断
- r) 施設分野：地すべり対策－業務：計画・調査・設計
- s) 施設分野：急傾斜地崩壊防止施設－業務：点検・診断
- t) 施設分野：急傾斜地崩壊等対策－業務：計画・調査・設計

エ) 博士（工学）

オ) 土木学会認定技術者のいずれかの資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

- a) 特別上級土木技術者（鋼・コンクリート）
- b) 特別上級土木技術者（地盤・基礎）
- c) 特別上級土木技術者（調査・計画）
- d) 特別上級土木技術者（設計）
- e) 上級土木技術者（調査・計画）
- f) 上級土木技術者（設計）
- g) 上級土木技術者（調査・測量）
- h) 1級土木技術者（調査・計画）
- i) 1級土木技術者（設計）
- j) 1級土木技術者（調査・測量）

カ) 測量士

(7) 広島県内又は岡山県内において本店・支店又は営業所を有する者。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
- (2) 必要に応じてヒアリング等を実施します。

4. 担当部局

〒720-0031 広島県福山市三吉町4丁目4番13号

国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 河川管理課

TEL 084-923-2511 内線332

5. 募集要領の配布

募集要領については、以下のとおり配布します。

- ① 配布期間：令和7年2月14日（金）から令和7年3月6日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ② 配布場所：4. に同じ。
なお、福山河川国道事務所のホームページでも入手可能。

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を応募される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 基本協定応募資格確認申請書【別記様式1】

② 過去の業務実績【別記様式2】

※平成21年度以降において、福山河川国道事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。（令和6年度完了予定も対象に含む）

※テクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。

③ 技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④ 活動の実施体制【別記様式4】

⑤ 一般競争（指名競争）参加資格に係る資料

※基本協定募集要領2.（2）に定める一般競争（指名競争）参加資格に係る資料又は申請書を提出願います。

（2）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

② 受付期間：令和7年2月14日（金）から令和7年3月6日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③ 提出場所：4. に同じ。

（3）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。メールでも可。
電子メール送付アドレス：fukuyama-gyomu@cgr.mlit.go.jp

② 受領期間：令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③ 提出場所：4. に同じ。

（4）（3）の質問に対する回答は、次のとおり行います。

① 期 間：質問を受理してから適宜に、令和7年2月28日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

② 場 所：4. に同じ。

（5）その他

① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③ 提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

⑤ 福山河川国道事務所が保有している「全天候型ドローン（PRO DRONE）」を活用することについての意思確認をさせていただきます。

別紙-1の意思確認書に記入の上、6.(2)と同様に意思確認書を提出願います。

基 本 協 定 応 募 資 格 確 認 申 請 書

令和 7 年 月 日

担当官

中国地方整備局

福山河川国道事務所長 久富 浩二 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

令和 7 年 2 月 13 日付けで募集のありました「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定（建設コンサルタント業務等）」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。（又は申請書の写し）

記

1. 基本協定募集要領 6. (1) ②に定める過去の業務実績を記載した書面
2. 基本協定募集要領 6. (1) ③に定める技術者の資格等を記載した書面
3. 基本協定募集要領 6. (1) ④に定める活動の実施体制を記載した書面
4. 基本協定募集要領 6. (1) ⑤に定める一般競争（指名競争）参加資格に係る資料

問い合わせ先

担当者 :

部 署 :

電話番号 :

F A X :

(別記様式2)

過 去 の 業 務 実 績

会社名：

業 務 名 称 等	業 務 名	
	テクリス登録番号	
	契 約 金 額	
	履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
業 務 概 要		

注) ・テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(別記様式 3)

技 術 者 の 資 格

会社名：

[illegible]

活 動 の 実 施 体 制

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名		在籍する本支店名	
在籍する本支店の住所			

○本活動の実務を担当する技術員

担当技術員	予定人数	人
-------	------	---

意思確認書

福山河川国道事務所が保有している「全天候型ドローン」（以下、「UAV」という。）について、有事の際に幅広く活用していきたいことから、このUAVの操縦にご協力頂きたいと考えています。

つきましては、このUAVの操縦にご協力をいただけるか確認させていただきたいため、下記のどちらかを選択いただき、下記の提出先までご提出願います。

なお、このUAVの操縦にあたっての運用要領の作成・保険費用、訓練費用等に要する費用は、国で負担いたします。

・ UAVの操縦に協力 可能 不可能

※「可能」・「不可能」のどちらかに○をしてください。

令和 年 月 日

会社名： _____ 印

※このUAVの操縦の可能者が複数になった場合は、お断りをさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

【問合せ先】

中国地方整備局 福山河川国道事務所 河川管理課 伊東または飯田

住所：福山市三吉町四丁目 4-13

TEL：084-923-2511

別図-1 『土木関係建設コンサルタント_災害応急対策活動区域図』



一般国道317号生口島道路

福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定

(建設コンサルタント業務等) (案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長 久富 浩二（以下、「甲」という。）が管理する一級河川芦田川、高屋川及び一般国道2号、一般国道317号生口島道路において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、

（以下、「乙」という。）

に対し、「福山河川国道事務所災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、福山河川国道事務所管内における芦田川及び高屋川の直轄管理区間、一般国道2号及び一般国道317号生口島道路の管理区間（以下、「実施区域」という。）とする。

ただし、不測の事態が生じた場合は、実施区域以外での活動を要請する場合もある。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を実施するものである。

ただし、上記以外の活動内容を要請する場合もある。

2. 乙は災害状況について、把握した内容を速やかに甲に報告するものとする。

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 甲は、無人航空機による調査を必要とした場合は、乙の機材保有状況や飛行許可取得状況を勘案して前項と同様に要請するものとする。

3. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(活動の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、福山河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に前条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規程により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和7年 4月 1日

甲 国土交通省 中国地方整備局

福山河川国道事務所長 久富 浩二

乙